

解決條項

- 一 従業員ノ就業時間ハ午前七時始業午後三時止業トス
但シ三月三十分ノ食事休憩時間ヲ含ム
- 二 薪金、小費ニテ工ハ向後請負ニ作業セシムルコト
但シ仕事ノ場合ハ臨時休業トス
- 三 退職手当ノ制定ニ付三月三十一日以前解決ノ通リトス
- 四 冷場及倉庫ハ前協定通り實行スルコト
- 五 三大節ニ酒肴料トシテ日給分ニ相当スル金額ニ支給スルコト
- 六 会社ハ業ニ發表シテ解雇者三ノ對ニ解雇手当及家族ノ見舞金トシテ
合計金五百円ヲ支給スルコト
- 七 争議團ハ東ル十日迄ニ解散スルコト

以上

八二一八・一七

5	8.25
1572	

勞務第二七八五號

昭和五年八月二十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿

社會局長 官吉 田 茂 殿

大阪府 神奈川府 縣知事 殿

喜多コルク工場勞働爭議ニ關スル件

(發生ニ關係)

要旨 〇 不況打倒策トシテ勤務時間延長ヲ為シタル上更ニ三日

十名ニ對シ賃金七分乃至一割ヲ値下スル為メ罷業ト噴願書